

第113期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時



2025年6月19日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所



大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号
(大阪朝日生命館8階)
朝日生命ホール

決議事項



- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件

議決権行使期限

2025年6月18日（水曜日）午後5時まで

電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主様の中から抽選で500名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。詳しくは5ページをご確認ください。



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4114/>



お土産の配布および株主懇談会の開催はございません。

株式会社 日本触媒

証券コード：4114

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

日本触媒グループは、企業理念「**TechnoAmenity**～私たちはテクノロジーをもって、人と社会に豊かさと快適さを提供します」の実現を目指し、事業活動を行っております。そこには、単純に物質的な豊かさだけではなく、人々が精神的な面も含めて快適で心地よく、希望を持って暮らすことができる社会づくりに貢献するという想いが込められております。

企業理念の実現に向け、当社は2022年度からの3年間、2030年長期ビジョンで掲げた変革の基盤作りを進めてまいりました。注力する事業領域を絞り込み、人員増強、設備投資・M&A等のリソース投入を積極的に行った結果、事業の変革を実現するための基盤が整ってきたと考えております。

一方、化学業界では、インフレなどによるコスト増加や国内需要の低迷、アジアを中心とした需給軟化にともなう製品市況の悪化など、厳しい事業環境が継続し、前中期経営計画の利益目標は未達となりました。これまでの3年間を真摯に振り返り、見直すべき点を見直し、変革を着実に実行してまいります。

本年4月に公表した中期経営計画2027では、ソリューションズ事業にさらにリソースを投入し、事業ポートフォリオの変革実現を最優先課題として取り組みます。そして、2030年に向けた変革加速のステージとして、2027年度に営業利益+持分法投資損益350億円、ROE7%以上の達成を目指します。

これまで以上に事業環境が変化する中、当社の強みである結束力を発揮し、全社一丸となって変革を推し進めてまいります。そして、長期ビジョン「TechnoAmenity for the future」のもと、人と社会の将来のため、株主の皆様をはじめ、社内外のステークホルダーとの対話を重ね、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指します。

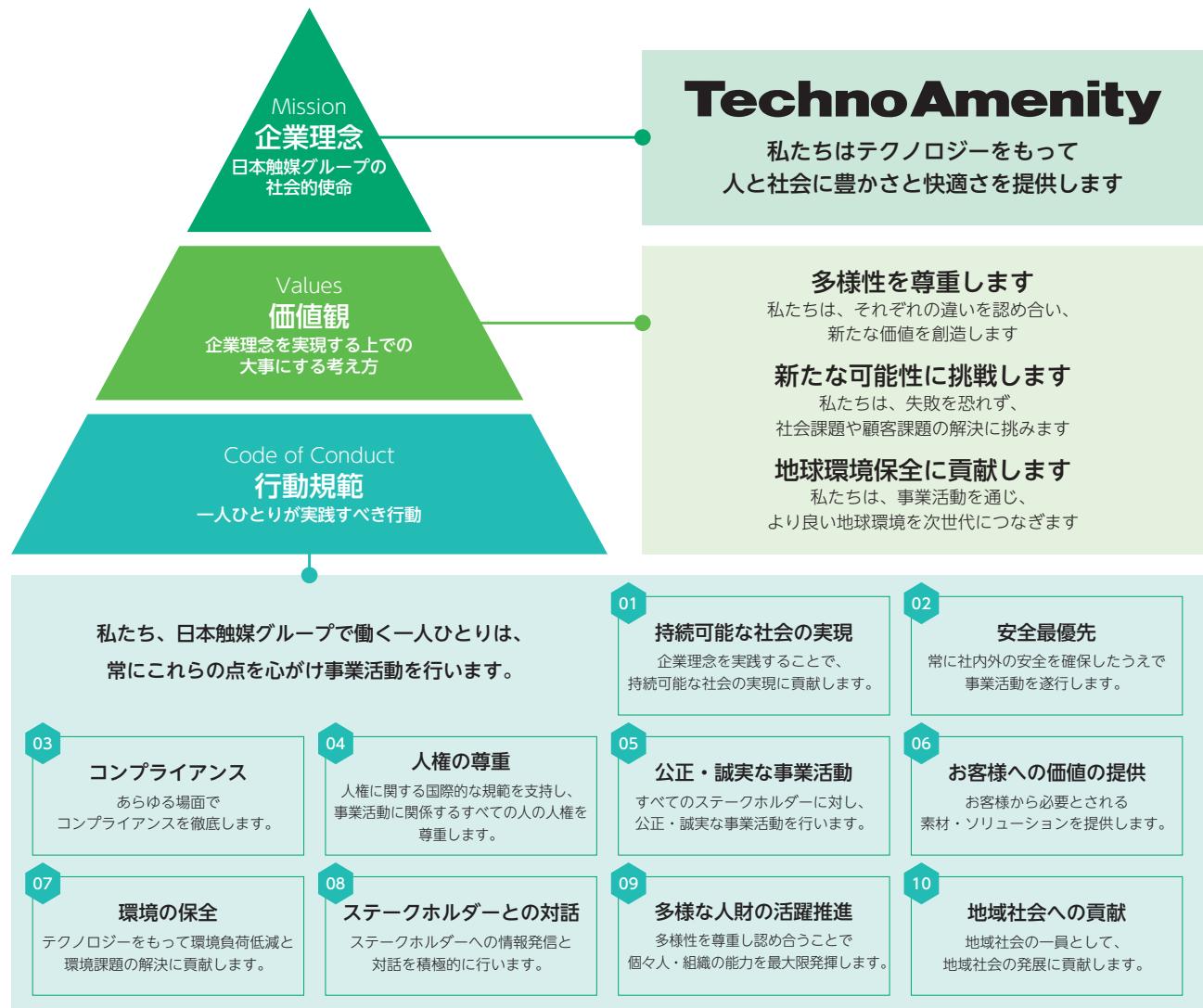
当期の期末配当金につきましては、1株につき60円としてご承認をいただきたく存じます。これにより、中間期とあわせた年間配当金は114円となり、すでに公表している株主還元方針のとおり配当性向は100%となります。引き続き、積極的な株主還元に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

野田 和宏

企業理念体系と社是



社是 「安全が生産に優先する」

(証券コード 4114)
(発送日) 2025年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月22日

株主各位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

株式会社日本触媒

代表取締役社長 野田和宏

第113期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.shokubai.co.jp/ja/ir/stock/shareholder/>



■ 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4114/teiji/>



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本触媒」または「コード」に当社証券コード「4114」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月18日（水曜日）午後5時までに議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）により議決権をご行使いただくか、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記日時までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

1. 日 時	2025年6月19日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号（大阪朝日生命館8階）朝日生命ホール
3. 目的事項	<p>報告事項 1. 第113期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人および監査役会の第113期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対する業績運動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- お土産の配布および株主懇談会の開催はございません。何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項の内容を掲載させていただきます。
- 当社では、紙資源の削減と議決権行使いただくうえで必要な情報提供を両立するため、書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類および事業報告の一部を抜粋した資料（サマリー版）をお送りしております。電子提供措置事項（交付書面に記載しない事項を除く）を書面で受領することをご希望の株主様におかれましては、当社基準日までに書面交付請求のお手続きをお願い申しあげます。

【電子提供制度・書面交付請求に関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル

0120-696-505 (通話料無料) 受付時間：土・日・祝日を除く平日9時～17時

議決権行使の方法についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3つの方法により議決権行使いただきますようお願い申しあげます。

詳細は、次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年
6月19日 (木曜日)
午前10時 (受付開始: 午前9時)

インターネットによる 行使の場合



当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年
6月18日 (水曜日)
午後5時入力完了分まで

書面による行使の場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年
6月18日 (水曜日)
午後5時到着分まで

電子ギフトの贈呈について

事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主様の中から、議案の賛否にかかわらず、抽選で500名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移しますので、アンケートにご回答いただいたうえで、必要事項を記入しご応募ください。当選された方には株主総会後2週間程度で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取りください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議案に対する賛否の表示が無い場合の取り扱い

書面により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

■インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

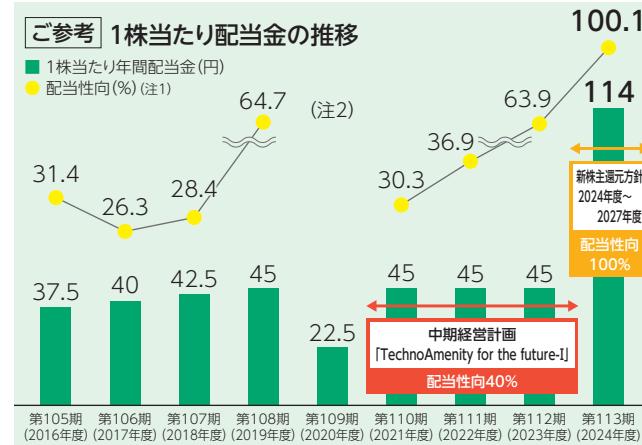
第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の最重要課題と位置付け、企業価値向上に向けた事業拡大や企業体质強化などを総合的に勘案しつつ、安定的な利益配分を実施することを基本方針としております。配当については、配当性向等を考慮しつつ中長期的な水準向上を目指しております。

なお、2024年度から2027年度の4期間においては、資本効率性をより一層重視した財務戦略への転換、レバーレッジ水準の最適化のため、株主資本の更なる積み増しを抑制するとともに、十分な成長投資、競争力維持投資の財源を確保しつつ株主還元の一層の拡大と安定化を図ることを目的に配当性向100%またはDOE（株主資本配当率）2.0%のいずれか大きい金額を目安に配当を実施する方針です。

上記の基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、経営環境、業績ならびに今後の事業展開を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき54円をお支払いしておりますので、当期の年間の配当金は1株につき114円となり過去最高となります。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 60円 総額 9,101,527,680円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月20日



(注) 1. 当社は第107期より国際財務報告基準[IFRS]を適用しており、第106期以前の配当性向は日本基準に基づいて算出しております。
2. 第109期の配当性向については、当該期損失となつたため該当がありません。
3. 当社は2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、1株当たり年間配当金については、株式分割の影響を考慮した換算後の金額を記載しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

現取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	の 野 田 和 宏	ひろ 代表取締役社長 社長執行役員	—	15/15回	再任
2	たか 高 木 邦 明	あき 取締役 常務執行役員	事務部門管掌	15/15回	再任
3	すみ 住 田 康 隆	たか 取締役 常務執行役員	事業創出部門管掌、コーポレート研究本部担当、 健康・医療事業推進本部担当、 新規事業推進本部担当、R&D統括部担当、 プロセス触媒研究部担当	15/15回	再任
4	まつ 松 本 行 弘	ひろ 取締役 常務執行役員	生産・技術部門管掌、DX推進本部担当、 レスポンシブル・ケア本部担当、 イオネル事業化プロジェクト本部担当、 インドネシアプロジェクト担当	15/15回	再任
5	こも 薦 田 健二郎	じ ろう 上席執行役員	事業企画本部担当	—	新任
6	せ と せん 戸 口 哲 夫	お 取締役 (社外)	—	15/15回	再任 社外 独立
7	さくら 櫻 井 美 幸	ゆき 取締役 (社外)	—	15/15回	再任 社外 独立
8	いけ 池 田 安希子	あ き こ 取締役 (社外)	—	10/11回	再任 社外 独立

再任

再任候補者

新任

新任候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

株主総会参考書類

候補者番号

1

の だ か ず ひ ろ

野田 和宏

(1963年1月21日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況 15/15回

所有する当社株式の数 16,800株

在任年数（本総会終結時） 5年



略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2005年 4月 吸水性樹脂営業部長
- 2011年 4月 経営企画室部長
- 2015年 4月 経営企画室副室長兼関連事業統括部長
- 2017年 4月 吸水性樹脂事業部長
- 2018年 6月 執行役員
- 2020年 6月 取締役常務執行役員 経営企画室長
- 2022年 6月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長として、中期経営計画の策定・実行に取り組むなど、当社経営の中核を担い、牽引してきました。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

たか ぎ くにあき

2

高木 邦明

(1963年5月19日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況	15/15回
所有する当社株式の数	14,000株
在任年数（本総会終結時）	5年



略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月 住友化学工業(株)（現 住友化学(株)）入社

現在の担当
事務部門管掌

2019年 4月 当社嘱託

2019年 5月 総務人事本部長

2019年 6月 執行役員

2020年 6月 取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、事務部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、コーポレート・ガバナンス体制の強化およびグローバルな視点に基づく経営戦略の実行等に取り組んできました。また、事務部門の管掌執行役員として、人財戦略の策定・実行に関し中心的な役割を果たすなど、組織の変革への取り組みを推進しております。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号

すみだ やすたか

3

住田 康隆

(1963年10月4日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況	15/15回
所有する当社株式の数	13,268株
在任年数（本総会終結時）	4年



略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
2017年 4月 研究センター長
2020年 4月 事業創出本部長
2020年 6月 執行役員
2021年 6月 取締役常務執行役員（現任）

現在の担当 /

事業創出部門管掌
コーポレート研究本部担当
健康・医療事業推進本部担当
新規事業推進本部担当
R&D統括部担当
プロセス触媒研究部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、研究開発部門を中心とした長年の経験を通じ、研究開発力の強化およびオープンイノベーションの推進等に取り組んできました。また、事業創出部門の管掌執行役員として、新規事業・新規製品の創出加速の取り組みやカーボンニュートラルに向けた研究開発を推進しております。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

まつもと ゆきひろ

4

松本 行弘

(1964年1月24日生)

再 任

当事業年度における取締役会出席状況	15/15回
所有する当社株式の数	18,600株
在任年数（本総会終結時）	2年



略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社
2004年 7月	シンガポール・アクリリック PTE LTD 副社長 シンガポール・グレーシャル・アクリリック PTE. LTD. (現 ニッポンショクバイ（アジア）PTE. LTD.) 副社長
2009年 4月	姫路製造所技術部長
2014年 4月	生産本部長
2016年 4月	経営企画室長
2016年 6月	取締役執行役員
2020年 6月	常務執行役員 姫路製造所長
2022年 6月	生産本部長
2023年 6月	取締役常務執行役員（現任）

現在の担当 /

生産・技術部門管掌
DX推進本部担当
レスポンシブル・ケア本部担当
イオネル事業化プロジェクト本部担当
インドネシアプロジェクト担当

取締役候補者とした理由

同氏は、生産・技術部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、国内外の製造拠点の立ち上げおよびレスポンシブル・ケアの推進等に取り組んできました。また、生産・技術部門の管掌執行役員として、アクリル事業および吸水性樹脂事業における高効率生産技術の導入等による生産性の向上やグローバルでの生産・供給体制の強化に向けた取り組みを推進しております。このような実績をもとに、今後とも適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号

5

こもだ けんじろう

薦田 健二郎

(1962年10月27日生)

新任

当事業年度における取締役会出席状況

—

所有する当社株式の数

7,232株

在任年数（本総会終結時）

—



略歴、地位および重要な兼職の状況

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1986年 4月 | 当社入社 |
| 2005年 7月 | ニッポンショクバイ（アジア）PTE. LTD. 社長 |
| 2010年 4月 | 機能性エステル営業部長 |
| 2013年 4月 | 機能性アクリレート営業部長 |
| 2017年 4月 | 中日合成化學股份有限公司社長 |
| 2020年 4月 | 事業企画開発部長 |
| 2022年 4月 | 事業企画本部長 |
| 2022年 6月 | 執行役員 |
| 2025年 4月 | 上席執行役員（現任） |

現在の担当

事業企画本部担当

取締役候補者とした理由

同氏は、事業部門や海外駐在を中心とした長年の経験を通じ、収益基盤の強化および海外事業の成長戦略の実行等に取り組んできました。また、事業企画本部の担当上席執行役員として、事業戦略およびグループ経営戦略の策定・実行に向けた取り組みを推進しております。このような実績をもとに、適切に当社経営の意思決定と監督を果たすことができると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

せ と ぐち てつ お

瀬戸口 哲夫

(1957年2月17日生)

再 任

社外取締役

独立役員

当事業年度における取締役会出席状況

15/15回

所有する当社株式の数

0株

在任年数 (本総会終結時)

7年



略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 大阪ガス㈱入社
- 2015年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
- 2018年 4月 同社取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役 (現任)
大阪ガス㈱顧問
- 2020年 4月 大阪ガス都市開発㈱取締役会長
- 2021年 6月 讀賣テレビ放送㈱ (現 読売テレビ放送㈱) 社外監査役 (現任)
- 2022年 4月 (株)オージス総研取締役会長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、公益性の高い企業、製造業である企業における経営者としての豊富な経験をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号

7

さくら い み ゆ き

櫻井 美幸

(1964年12月15日生)

再 任

社外取締役

独立役員

当事業年度における取締役会出席状況

15/15回

所有する当社株式の数

0株

在任年数（本総会終結時）

5年



略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1992年 4月 弁護士登録
西村法律会計事務所入所
- 2003年 5月 花水木法律事務所共同経営（現任）
- 2015年 3月 公益財団法人日本生命財団監事（現任）
- 2016年 4月 国立大学法人大阪大学監事
- 2017年 6月 日本新薬(株)社外取締役（現任）
- 2020年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年 6月 (株)MBSメディアホールディングス社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、弁護士としての高度の専門性と豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことができると判断しております。

候補者番号

8

いけ だ あ き こ
池田 安希子

(1960年7月26日生)

再 任

社外取締役

独立役員

当事業年度における取締役会出席状況

10/11回

所有する当社株式の数

0株

在任年数 (本総会終結時)

1年



略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 (株)大丸 (現 (株)大丸松坂屋百貨店) 入社
- 2003年 4月 (株)イトーヨーカ堂入社
- 2011年 3月 同社執行役員
- 2016年 4月 (株)ジョリーパスタ代表取締役社長
- 2017年 6月 (株)ココスジャパン代表取締役社長
- 2019年 4月 岡本(株)取締役
- 2023年 1月 くら寿司(株)社外取締役
- 2024年 6月 当社社外取締役 (現任)
(株)J-オイルミルズ社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、これまでの当社における社外取締役としての実績に加え、企業における経営者および営業・マーケティングや人財マネジメント分野における豊富な経験ならびに他社の社外取締役としての実績をもとに、今後とも当社経営に資する有用な意見と提言および独立した立場からの監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 現在、瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏と当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、各氏と当社との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
5. 瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める独立性判断基準を満たしております。当社は瀬戸口哲夫、櫻井美幸、池田安希子の各氏を独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 現在、瀬戸口哲夫氏が2025年3月まで顧問を務めていた大阪ガス株式会社と当社との間には、同社からのガスの購入等、売買取引が存在しておりますが、工場の運営に不可欠な一般必需品の購入であり、かつ直近3事業年度の平均取引金額が同社の連結売上高に比して僅少（0.4%未満）であります。また、同氏が2025年3月まで取締役会長を務めていた株式会社オージス総研から役務提供を受け対価を支払っておりますが、直近3事業年度の平均合計金額が同社の売上高に比して僅少（0.1%未満）であります。そのため、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
7. 瀬戸口哲夫氏は、2025年6月に読売テレビ放送株式会社の社外監査役を退任する予定であります。
8. 櫻井美幸氏は、2025年6月に日本新薬株式会社の社外取締役を退任する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役4名のうち和田輝久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

た ばた あつ し	田畠 敦士	(1966年11月11日生)	
新 任			
当事業年度における取締役会出席状況	—	—	
当事業年度における監査役会出席状況	—	—	
所有する当社株式の数	400株	—	
在任年数（本総会終結時）	—	—	

略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
2018年 10月 総務部長
2021年 4月 法務部長
2022年 4月 総務人事本部長
2025年 4月 監査役付主幹部員（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、総務人事部門における豊富な経験をもとに、取締役会に有益な意見を述べること、および経営執行等の適法性について適切に監査を行うことができると判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 田畠敦士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合の損害を、当該保険契約により墳補することとしております。田畠敦士氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなるとともに、その任期中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。

株主総会参考書類

ご参考 取締役・監査役の専門性と経験（第113期定時株主総会終結後の予定）

	氏名	企業経営・経営戦略	国際性	サステナビリティ	コンプライアンス・ガバナンス	財務・会計	生産技術・研究開発	営業・マーケティング	その他
取締役	野田 和宏	●	●			●			
	高木 邦明		●		●	●			
	住田 康隆			●			●		(知的財産)
	松本 行弘	●					●		(DX)
	薦田 健二郎	●	●					●	
	瀬戸口 哲夫	●	●					●	
	櫻井 美幸				●				(内部統制・監査)
	池田 安希子	●						●	(事業開発)
監査役	小林 高史	●	●			●			
	田畠 敦士				●				(人事)
	高橋 司				●				
	村井 一雅			●		●			

- (注) 1. 上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに●印をつけています。
 2. DXとはデジタル・トランスフォーメーションの略語であります。

各専門性と経験の選定理由は以下のとおりです。

項目	選定理由
企業経営・経営戦略	グループ企業理念「 TechnoAmenity ～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」の実践を通じて、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値向上のための経営戦略を策定・推進するためには、企業経営・経営戦略に関する専門性と経験が求められるため
国際性	グローバルな視点で経営戦略を策定・推進するためには、国際性に関する専門性と経験が求められるため
サステナビリティ	当社が事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献し、グループ企業理念を実践するためには、サステナビリティに関する専門性と経験が求められるため
コンプライアンス・ガバナンス	当社の持続的な成長を支える基盤としての、コンプライアンスの推進およびコーポレート・ガバナンスの実効性向上のためには、コンプライアンス・ガバナンスに関する専門性と経験が求められるため
財務・会計	適正な財務報告を行うことはもとより、成長投資、競争力維持投資、株主還元の最適なバランスを取った資本政策を策定・推進するためには、財務・会計に関する専門性と経験が求められるため
生産技術・研究開発	長期ビジョン「TechnoAmenity for the future」のもと、当社グループの強みである高い技術力を活かして、多様な顧客課題にソリューションを提供するためには、生産技術・研究開発に関する専門性と経験が求められるため
営業・マーケティング	ソリューションズ事業の強化に向けて、市場ニーズを把握し、顧客視点での課題解決を実現するためには、営業・マーケティングに関する専門性と経験が求められるため

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件

1 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、2022年度より導入しております当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同様とします）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）の一部改定のご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記「3.改定後の本制度における報酬等の額・内容等」に記載の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。

本改定は、当社の中期経営計画の実現に向けて、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、および取締役の在任中に株式を交付し、退任までの譲渡制限を付することで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

なお、当社は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、2025年5月13日開催の取締役会において新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めており、その概要は28ページから29ページに記載のとおりであります。本議案は、当該決定方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において審議したうえで、取締役会において決定していることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。

（ご参考）

本制度は、当社の執行役員も対象として同一の信託を使用しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、執行役員に係る本制度の内容についても一部改定を行います。一部改定の概要につきましては、2025年5月13日付適時開示「業績連動型株式報酬制度の一部改定および継続に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当社の執行役員に係る報酬額および株式数は本議案の対象としておりません。

2 本制度の改定内容

本制度は、本総会において承認を得ることを条件として、従前の本制度から以下の点を改定します。詳細は、下記「3.改定後の本制度における報酬等の額・内容等」をご参照ください。

(本制度の主な改定事項)

項目	改定前	改定後
名称	役員向け株式給付信託	役員向け株式給付信託（RS交付型）
当社が拠出する金員の上限	63百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額。対象期間である3事業年度における上限額は189百万円	77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額。対象期間である3事業年度における上限額は231百万円
取締役に交付する当社株式（付与ポイント数）の上限	9,600ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数に相当する株式数。対象期間である3事業年度に付与するポイント数の上限は28,800ポイント（28,800株相当）	35,100ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数に相当する株式数。対象期間である3事業年度に付与するポイント数の上限は105,300ポイント（105,300株相当）
取締役に交付する当社株式の算定方法	・役位に応じて定まる「固定ポイント」および中期経営計画に掲げる業績目標の達成度に応じて定まる「業績連動ポイント」を付与 ・業績指標は、中期経営計画で掲げる「営業利益」および「連結ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」とし、業績目標の達成度に応じて0～150%で変動	・役位および中期経営計画に掲げる業績目標達成に向けた各事業年度の達成度に応じて定まるポイントを付与（業績連動ポイントのみに変更） ・業績指標は、中期経営計画で掲げる「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投下資本利益率）」とし、業績目標の達成度に応じて30～100%で変動
取締役に対する当社株式の交付時期	原則として、取締役の退任時	原則として、各事業年度の業績確定後、一定の場合を除き、譲渡制限契約を締結のうえ、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付（譲渡制限の解除時期は取締役の退任時）

（注） 下線部は改定部分を示します。

株主総会参考書類

3 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます）に基づいて、取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価に相当する金銭（以下、「当社株式等」といいます）を、本信託を通じて、取締役に交付および給付（以下、「当社株式等の給付」といいます）する株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として各事業年度の業績確定後とし、取締役が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（7）のとおりとします）。

また、改定前の本制度において、取締役に付与済みのポイントについては、本総会での承認を条件に、本総会後、当社が別途定める時期に付与済みのポイント数に相当する当社株式の交付を受けることとします。なお、取締役に交付される当該当社株式についても、交付前に当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結のうえ、退任時までの譲渡制限を付すこととします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）（注）

（注） 国内非居住者を除く。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する期間（以下、「対象期間」といいます）とし、改定後の当初の対象期間は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「本対象期間」といいます）とします。

また、本対象期間の経過後に開始する対象期間は、中期経営計画に対応する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間とします。

(4) 信託期間

2022年8月16日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします）。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の改定をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（本対象期間（3事業年度）について231百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします（注）。

また、本対象期間経過後は、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに77百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（本対象期間を含む）において取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する交付未了のものを除きます）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、本対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

（注） 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 取締役に交付する当社株式の算定方法および上限

取締役には、対象期間の各事業年度において、株式給付規程に基づき、役位および中期経営計画に掲げる業績目標に対する各事業年度の達成度に応じて定まるポイントが付与されます。

対象期間中に取締役に対して付与されるポイント数の合計は、35,100ポイントに対象期間に含まれる事業年度の数を乗じたポイント数（本対象期間（3事業年度）については105,300ポイント）を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役に対する株式交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。そのため、各対象期間において本信託が取得し取締役に交付する株式数の合計は、35,100株に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（本対象期間（3事業年度）については105,300株）を上限とします。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

株主総会参考書類

(ポイント算定式)

基準株式数（注1）×在任月数（注2）÷12か月×業績運動係数（注3）

- (注1) 原則として、各事業年度の3月末日における取締役の役位に応じたポイントとします。ただし、事業年度中に役位の変更があった場合にはそれぞれの役位における在任月数を按分してポイントを付与するものとします。
- (注2) 在任期間に1か月に満たない日数が存する場合は、繰り上げて1か月とします。
- (注3) 業績運動係数は、中期経営計画に基づき設定した業績目標達成に向けた各事業年度の達成度に応じて30～100%で変動します。業績目標の達成度を評価する業績指標は、対象となる中期経営計画毎に決定します。本対象期間における業績指標は、中期経営計画で掲げる「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投下資本利益率）」とします。

(7) 取締役に対する当社株式等の給付

原則として、各事業年度の業績確定後、下記「4.取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約」に記載の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、本制度に基づき付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

ただし、各事業年度中に取締役が退任する場合や、各事業年度終了後、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限を付さず、受益者確定手続きを行うことにより、付与ポイント数に応じた当社株式を交付します。なお、この場合、70%に相当する数の当社株式を交付するとともに、30%に相当する数の当社株式については、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。また、対象期間中に取締役が死亡した場合や、海外赴任等により国内非居住者となることが合理的に見込まれる場合等についても、譲渡制限を付さず、付与ポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を本信託から給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の信託金の上限額および上記（6）の取締役に交付する株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記（7）により取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点でお任する取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人等に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出のつど、取締役会において定めます。

4 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます）を締結するものとします（取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、譲渡制限を付さずに当社株式を交付することができます（詳細は、上記「3.改定後の本制度における報酬等の額・内容等」の（7）をご参照ください）。

（本譲渡制限契約の主な内容）

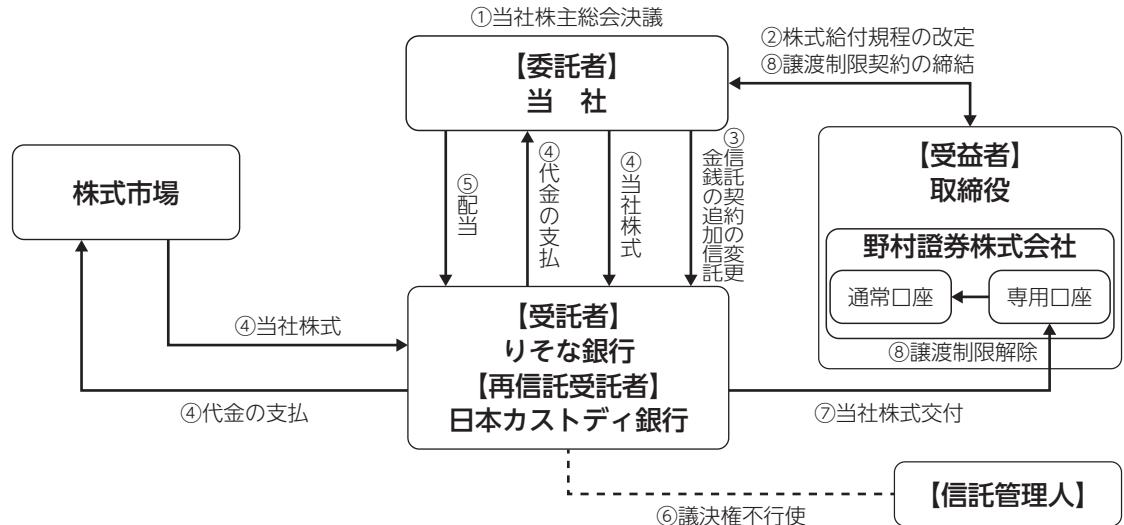
- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から取締役が退任した（死亡による退任を含む。以下同じ）日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、取締役が任期満了その他の正当な事由により、取締役を退任した場合には、当該退任時点において取締役が保有する当該株式について当該退任の直後の時点に譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合（取締役が解任された場合または在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合等）には当社が当該株式を無償で取得すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会または取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以上

株主総会参考書類

(ご参考：本制度の仕組み)



- ① 当社は、本総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度に基づき株式給付規程を改定します。
- ③ 当社は、既存の本信託契約を変更し、必要に応じて、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて行使しないものとします。
- ⑦ 取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績達成度に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、各事業年度の業績確定後に株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む）を満たした取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、野村證券株式会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則として、当社と取締役との間で、交付日から取締役の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します）。

(ご参考)

当社の新たな取締役の報酬等の決定方針（概要）

第4号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の一部改定の件」が原案どおり承認可決された場合における、当社の新たな取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の概要は以下のとおりです。

1 基本方針

- ・企業理念を実践し、持続的な企業価値の向上を図るうえでインセンティブを与えること
- ・業績ならびに責任に応じて株主と利害を共有する報酬体系とすること
- ・当社の業績、従業員給与水準、他社水準を踏まえた適正な報酬水準とすること
- ・委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経ることで、透明性と公正性を確保すること

2 報酬構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬の基本報酬、業績連動報酬の賞与および株式報酬から構成され、それぞれ下記（1）～（3）の方針に基づき決定されます。基本報酬、賞与、株式報酬の割合は、概ね55%、30%、15%を目安としますが、会社業績、株式市況、各個人の業績目標の達成度合い等に応じて変動します。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬の基本報酬のみを支給いたします。

（1）基本報酬

- ・役位、職責に応じて、月例で支給する金銭報酬とする。
- ・社外取締役の報酬は、当社役員の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

（2）賞与

- ・事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、毎年の定時株主総会後、一定の時期に支給する金銭報酬とする。
- ・評価指標は、KPI（業績評価指標）である「営業利益率」と「営業利益」の達成度および個人業績目標の達成度とし、各達成度評価による加減の幅は、KPIは70～110%の範囲、個人業績目標は80～120%の範囲とする。また、各評価指標の評価ウエイトは、「営業利益率」25%、「営業利益」25%、「個人業績目標の達成度」50%とする。
- ・著しい減益（赤字等）の場合には、取締役会の決議により賞与を減額することができるものとする。

株主総会参考書類

(3) 株式報酬

- ・中期経営計画の目標達成に向けたインセンティブ向上と株式価値との連動性向上を目的とし、毎年度終了後に譲渡制限付株式を交付する。
- ・株式給付信託（RS交付型）の仕組みを活用し、株式給付規程に従い、役位ならびに中期経営計画の達成度と連動して付与されるポイントを付与する。
- ・上記ポイントは、役員別の標準ポイントに対し、KPIとして設定した中期経営計画の達成度に応じて、所定の算式に基づき算定される。
- ・算定に用いるKPIは「ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）」、「当期利益」および「ROIC（投下資本利益率）」とし、評価ウエイトは、「ROE」40%、「当期利益」40%および「ROIC」20%とする。また、各達成度による加減の幅は、標準額の30%～100%の範囲とする。

3 報酬決定プロセス

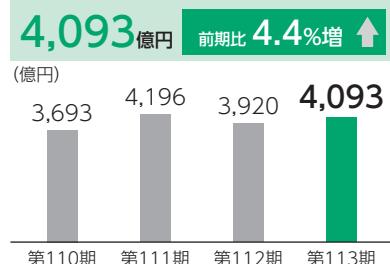
- ・当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しており、同委員会において、取締役の報酬の決定方針・制度および課題等、ならびに水準の妥当性を審議し、取締役会に対して答申を行っております。
- ・取締役会は、同委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針、および株主総会で承認された報酬額の枠内で取締役の報酬等の内容を決定しております。なお、株式報酬を除く取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が、取締役会の決定により一任を受けたうえで、同委員会の答申の内容を踏まえて決定することとしています。

ご参考

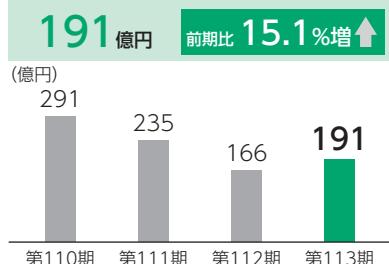
連結業績ハイライト

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

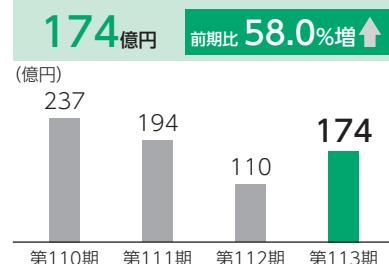
売上収益



営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



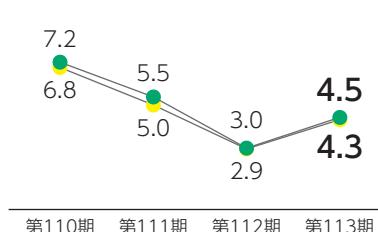
基本的1株当たり当期利益



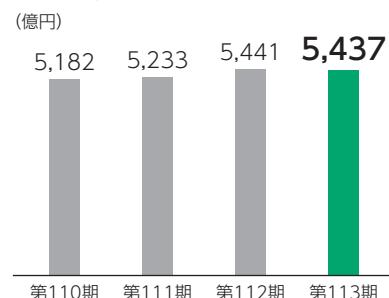
ROA (資産合計税引前利益率)

ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)

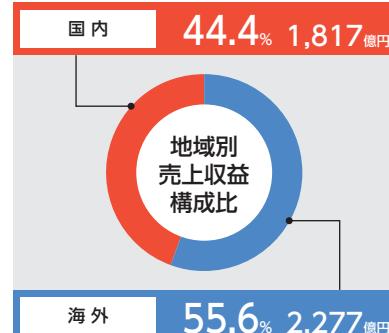
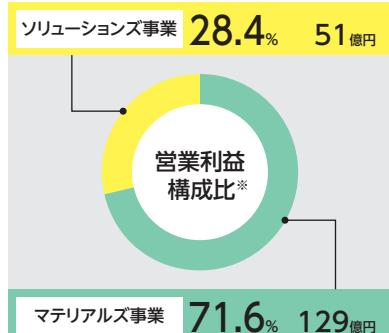
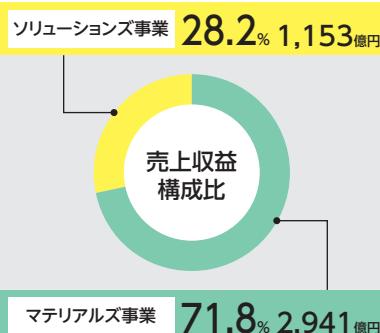
● ROA ● ROE (%)



資産合計



※当社は、2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第110期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。



※調整額10億円（セグメント間取引消去、各セグメントに配分していない全社損益）を除く。

株主総会開催場所ご案内図



株式会社 日本触媒

